



鎌地共第 326 号  
令和 6 年 (2024 年) 6 月

自治会町内会長 様

鎌倉市共生共創部地域共生課長  
(鎌倉市消費生活センター長)

「見守り新鮮情報」の回覧について (依頼)

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より消費者行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本課では、消費者トラブルに関する最新の事例をいち早くお伝えするため、独立行政法人国民生活センターが発行する「見守り新鮮情報」をお届けしています。自治会町内会の会員の皆様への周知啓発のため、回覧に御協力をお願いいたします。

また、裏面のとおり、消費者トラブルに遭わないためのポイント等をお話する「消費生活出前講座」を行っています。自治会町内会でお集まりの際などに、ぜひ御活用ください。

【事務担当】

消費生活担当 嶋、久野

TEL : 0467-23-3000 (内線 2359)

鎌倉市

# 消費生活出前講座

## 消費者被害に遭わないための無料講座です

消費者トラブルの実例や、被害に遭わないポイントなどを  
消費生活センター相談員がわかりやすくお話しする  
「消費生活出前講座」を実施しています。  
地域包括支援センター、自治会町内会、PTAの研修など  
ニーズに合わせて、無料で講師を派遣します。

### 講座テーマ例

最近の悪質商法の手口は？対処法は？

もし消費者トラブルに遭ったら…

身近な高齢者や障害者の方のトラブルが心配！見守りのポイントを知りたい。

クーリング・オフってどんな仕組みなの？

**日時** 概ね60分（要相談）

**対象** 市内の各種団体

**場所** 会場の確保をお願いします。費用はご負担ください。

**人数** 10人程度の集まりから大人数まで。

※まずは、お電話（0467-61-3803）にて、事前相談をお願いします。

鎌倉市地域共生課消費生活担当  
〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

TEL : 0467-61-3803

FAX : 0467-23-3445

Mail : seikatu@city.kamakura.kanagawa.jp

令和6年(2024年)6月

自治会町内会会員各位

鎌倉市地域共生課  
(鎌倉市消費生活センター)

### 消費者トラブルに関する注意喚起について

日頃から、消費者行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

消費者トラブルに関する最新の事例をいち早くお伝えするため、独立行政法人国民生活センターが発行する「見守り新鮮情報」をお届けします。御家族や知人へお知らせいただくなど、消費者トラブルの予防や早期発見、拡大防止のために御活用ください。

なお、独立行政法人国民生活センターでは、「見守り新鮮情報」のメール配信も行っています。お申込みについては右記 QR コードから御確認ください。



消費生活センターは、消費者と事業者との間に起きたトラブルについて、中立・公正な立場で解決を図る窓口です。

- ・「お試し」「1回だけ」のつもりで申し込んだが定期購入になっていた
- ・ネットで買い物をしたが、商品が届かず連絡もできなくなった
- ・トイレが詰まり慌てて修理を依頼したら、思いがけず高額だった

など、困ったことや不審なことがございましたら、鎌倉市消費生活センターへお気軽に御相談ください。

鎌倉市  
消費生活センターへ  
ご相談ください

鎌倉市役所本庁舎 1階 44番窓口  
0467-24-0077 (直通)

【対象者】 鎌倉市内に在住、在勤、在学の方  
【相談日】 月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)  
【相談時間】 午前9時30分から午後4時まで  
【相談方法】 電話または来所

土日祝日のご相談は、  
消費者ホットライン  
局番なし188へ

メールでの相談は、  
かながわ中央  
消費生活センターへ



## 見守り 新鮮情報

### 事例1

宅配業者名でSMSが届いた。ちょうど荷物が届く予定だったので、SMSに書かれていたURLをクリックして、記載されていた指示どおりに、IDやパスワード等を入力した。しかし、その後11万円を不正利用されていたことが分かった。(60歳代)

### 事例2

スマートフォンに「ETCカードを更新するように」とのメールが頻繁に入るようになった。所有しているクレジットカード会社発行のETCカードの手続きが必要なのかと思い、URLを開いてメールアドレスやパスワード、クレジットカード番号等を入力した。その後、カード会社に連絡をすると覚えのない決済があり、1万2千円が使用されていた。(70歳代)



# SMSやメールでの フィッシング詐欺に注意

## ひとこと助言

正規のサイトから  
アクセスしよう



見守るくん

- 実在する組織をかたるSMSやメールを送信し、IDやパスワード、暗証番号、クレジットカード番号等、個人情報を詐取したうえ、クレジットカード等を不正利用するフィッシングに関する相談が多く寄せられています。
- 記載されているURLにはアクセスせず、事前にブックマークした正規のサイトや正規のアプリからアクセスするようにしましょう。
- フィッシングサイトに個人の情報を入力してしまうと、クレジットカードや個人情報を不正利用されるおそれがあります。絶対に入力してはいけません。情報を入力してしまったら、同じIDやパスワード等を使っているサービスを含め、すぐに変更し、クレジットカード会社や金融機関等に連絡しましょう。
- IDやパスワード等の使い回しを避けることで被害の拡大を防ぐことができます。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。